

廿日市市市民活動ネットワーク登録団体

# 提案型連携事業

令和7年度 応募の手引き

つどろ まじわる しりあろ

地域とつながる  
活動をみんなで！



廿日市市市民活動センター

指定管理者 株式会社オオケン

令和7年4月1日施行

廿日市市を拠点として活動する市民活動団体同士が連携し、事業や活動を通して、お互いに支え合うことで他の団体の活動に興味を持ち、理解することによりそれぞれの得意分野を活かしたよりよい活動が展開されることを目的として実施します。

## 1 連携事業の内容

### ☆ 対象となる団体及び事業

廿日市市市民活動ネットワークに登録している団体が、2団体以上と連携して取り組む事業を対象として、事業費を支援します。

### ☆ 支援する事業費の金額

1事業あたり 5万円を上限とします。



### ☆ 提案方法

別紙「事業提案書」を作成して、市民活動センター受付へ提出してください。

### ☆ 提案を募集する期間

令和7年4月1日（火）から令和7年7月1日（火）まで（必着）

### ☆ 審査・選考・調整・採択

提案する内容について、作成した「事業提案書」をもとに提案者と指定管理者で内容・予算などを協議します。審議調整のうえで実現可能と判断できれば順次採択していきます。

### ☆ 審査基準

- ・ 事業内容、実施方法が具体的で、実現可能な提案であること。
- ・ 団体の自主的な活動による発展が認められること。
- ・ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、連携することで相乗効果が期待できること。
- ・ まちづくりにつながる事業であること。
- ・ 適正な予算の積算がされていること。

### ☆ 決定

提案者と指定管理者が合意のうえで採択事業を決定し、各団体の提案内容や、審査結果については、市民活動センター内にある「センターからのお知らせコーナー」や市民活動センターのホームページで公表します。

### ☆ 事業費の交付

決定した団体からの請求に対して、事業費をお渡しします。

事業完了後、または、2026年2月末日のどちらか早い日までに、実績報告書を提

出させていただきます。

尚、事業の収支決算書には、領収書（写し）を添付した報告書を提出してください。

## 2 対象経費について

事業に係る経費については、基本的にはすべて対象とします。

ただし、特定の団体や会員のみに係る経費（備品購入費、打ち上げなどの飲食に係る経費）は対象外とします。

### 【対象経費の例】

- ・ 講師、指導者、専門家、協力者などへの謝金（お礼）出演者などへのお礼を品物で行う場合の商品購入代金。
- ・ 外部講師や指導者等の活動場所までの交通費等の実費。  
※日時、交通機関、経路、運賃などを明確に。
- ・ 資料、用紙、材料、文房具や書籍といった消耗品などの購入費。
- ・ 広報チラシ、ポスター、活動報告、パンフレットや冊子づくりのための印刷、コピー代、郵便料など。

## 3 スケジュール（フロー）

4月1日（火）～7月1日（火）

連携事業の提案募集期間です。

市民活動センター受付に「事業提案書」を提出してください。

（郵便、FAX、メールでも可能です。）

4月1日（火）～順次提案者と指定管理者で協議を行います。

※「事業提案書」を提出された団体には、別途詳細をお知らせします。

採択決定後

事業費を配分する団体を決定し、お知らせします。各団体の提案内容や結果は、センター内のお知らせコーナーに掲示し、センターHPで公表します。

決定後～2026年2月末 事業の実施。

事業終了後は「事業報告書」を提出してください。

#### 4 Q & A

Q：市民活動ネットワーク登録団体以外の団体と連携して実施したい事業があるのですが、その事業は対象になりますか。

A：対象となります。

Q：これまでに毎年継続してやってきた活動や、今年度実施を予定している事業があります。それは対象になりますか。

A：継続した事業でも対象となります。但し年度が進むごとに工夫や改良を加えられ、バージョンアップすることが必用です。前年と同じ内容では対象となりません。

Q：活動や事業を行う場所に指定はありますか。

A：原則、廿日市市内で行われるものになりますが、事業の内容により会場の確保が難しい場合は廿日市市以外でも可能です。

Q：対象経費について、「飲食に係る経費は対象外」とありますが、事業を実施するための会議や打ち合わせでのお茶代なども対象外ですか。

A：事業を実施するための会議や打ち合わせでのお茶代などは対象外とします。その他、備品購入費や飲食に係る経費も対象になりません。

・・・・・・・・・・事業提案書の提出・その他お問い合わせは・・・・・・・・・・

廿日市市市民活動センター指定管理者 （センター1F 受付）

〒 738-0014

廿日市市住吉二丁目 2 番 16 号

TEL：0829-32-3741

URL：<http://www.hatnet.jp/>

廿日市市市民活動センター内

FAX：0829-32-3742

E-mail：[info@hatnet.jp](mailto:info@hatnet.jp)